

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（1～4号機外部電源喪失時における受電に関する変更）に係る面談
2. 日時：令和2年11月24日（火）15時05分～15時50分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

知見主任安全審査官、伊藤係長

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当3名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年11月24日付けで受理した実施計画の変更認可申請（1～4号機外部電源喪失時における受電に関する変更）について、資料に基づき説明があった。

➤ 申請の概要・目的

✓現状の実施計画では、東北電力（株）東電原子力線からの受電ができるのは送電線4回線（大熊線3号及び4号並びに双葉線1号及び2号）全てが停止した場合に限られているが、1～4号機プラント設備の受電復旧において柔軟な対応をとれるようにするため、大熊線3号及び4号のみが停止した場合においても受電を行うことができるよう記載の見直しを行う。

✓大熊線3号及び4号が停止した場合に、1～4号機と5～6号機間の連系線を用いた受電復旧においては現場での断路器や遮断器の操作が必要となるのに対し、東電原子力線を用いた受電復旧においては免震重要棟からの遠方操作が可能である。よって、送電系統事故の状況にもよるが、今回の見直しにより基本的には受電復旧に係る時間が短縮される。

- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

資料：

- 1～4号機外部電源喪失時の運用の見直しに伴う変更について